第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 12問 3時間 無線工学 24問 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

- [1] 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法(第8条及び第9条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、 あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする 無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
 - 2 予備免許を受けた者が工事設計の変更をしようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に合致するものでなければならない。
 - **3** 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
 - 4 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事 落成の期限を延長することができる。

【解答】1

無線局の目的、通信の相手方、通信事項、設置場所については届け出ではありません。

[2]			g数等の変更について述べた。 a合せを下の1から4までのう	ものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に うちから一つ選べ。
	総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受 指定の変更を申請した場合において、 C その他特			上者が識別信号、 A 、周波数、 B 又は運用許容時間の要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
		Α	В	С
	1	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
	2	電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
	3	電波の型式	空中線電力	混信の除去
	4	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整

このように規定されています。

- [3] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法(第31条及び第37条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 空中線電力100ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
 - 2 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
 - 3 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
 - 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に 合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器そ の他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

100 ワットではなく 10 ワットです。

[4]	らし			法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に照から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の		
		受信設備は、その副次的に発する電波又 ものであってはならない。	(は高周波電流が、総	務省令で定める限度を超えて 🔼 の機能に支障を与え		
	② ①に規定する副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。					
	③ 無線設備規則第24条(副次的に発する電波等の限度)第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。					
		A	В	С		
	1	重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4ナノワット		
	2	他の無線設備	利得及び能率	4ミリワット		
	3	重要無線通信に使用する無線設備	電気的常数	4ミリワット		
	4	他の無線設備	電気的常数	4ナノワット		

このように規定されています。

- [5] 次の記述のうち、「無給電中継装置」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
 - 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
 - 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
 - 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

このように規定されています。是非元の条文も読んでおきましょう。

[6]	条の	(の記述は、 ○3) の規定 ご記号の [に照らし、	注事者の非適格事由について述べたものである。電波法(第39条)及び電波法施行規則(第34 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、 は、同じ字句が入るものとする。		
				試波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより、無線設備の操作の ▲ を行うこざあって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。		
	2	①の総務省	î令で定める	事由は、次のとおりとする。		
	(1) 電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者に該当する者であること。					
	(:			経線従事者の免許の取消し等)第1項第1号の規定により C 、その処分の期間が終了した日ごいない者であること。		
	(:			て選任される日以前5年間において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以 無線設備の操作又はその A の業務に従事した期間が3箇月に満たない者であること。		
		Α	В	С		
	1	管理	2年	無線設備の操作の範囲を制限され		
	2	監督	2年	業務に従事することを停止され		
	3	監督	3年	無線設備の操作の範囲を制限され		
	4	管理	3年	業務に従事することを停止され		

このように規定されています。

[7]] 次の記述は、無線局(登録局を除く。)の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法(第53条、第5条及び第110条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。				
	① た	無線局を運用する場合においては、 A は、その無線局の ごし、 B については、この限りでない。	免許状に記載されたところに	こよらなければならない。た	
	2	無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及 B については、この限りでない。	び(2)に定めるところによらな	cければならない。ただし、	
	(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。			
	(2	2) 通信を行うため必要最小のものであること。			
	3	①又は 🔼 の規定に違反して無線局を運用した者は、1年	三以下の懲役又は100万円以	从下の罰金に処する。	
		Α	В	С	
	1	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(2)	
	2	無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(1)	
	3	無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②の(1)	
	4	無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②O(2)	

空中線電力が免許状の範囲を超えることが許されるのは遭難通信のみです。

- [8] 次の記述のうち、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときに無線局が執らなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則(第22条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
 - 2 空中線電力を低減して電波を発射しなければならない。
 - 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
 - 4 直ちにその発射を中止しなければならない。

ラッキー問題です。法規は問題数が少ないので、このような簡単な問題を誤ると致命的です。

[9]		ての記述は、電波の発射の停止にて 最も適切な字句の組合せを下の1カ	ついて述べたものである。電波法 いら 4 までのうちから一つ選べ。	(第72条)の規定に照らし、 内に入れるへ	
	_		直波の質が電波法第28条の総務省 D発射の停止を命ずることができる	省令で定めるものに適合していないと認めるときは、 3。	
	② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適何に至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B させなければならない。				
		総務大臣は、②の規定により発身 - <u>C</u> しなければならない。	付する電波の質が電波法第28条⊄	D総務省令で定めるものに適合しているときは、直ち	
		A	В	С	
	1	臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除	
	2	3箇月以内の期間を定めて	電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除	
	3	臨時に	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知	
	4	3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知	

定番の問題です。比較的ラッキー問題の部類ですから、確実に正答しましょう。

- [10] 次の記述のうち、無線局(登録局を除く。)の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を 認めたときに執らなければならない措置に該当するものはどれか。電波法(第80条)の規定に照らし、下の1から4まで のうちから一つ選べ。
 - 1 その無線局を告発する。
 - 2 その無線局の電波の発射を停止させる。
 - 3 その無線局の免許人にその旨を通知する。
 - 4 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。

これもラッキー問題です。確実に正答しましょう。

[11]		の記述は、免許等を要しない無線局 (注) 及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法(第82条)の 上照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 主 電波法第4条 (無線局の開設) 第1項第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。				
① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的にが A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者めに B を命ずることができる。						
	② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又に て①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があ					
		A	В	c		
	1	電気通信業務の用に供する 無線局の無線設備	設備の使用を中止する措置を 執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、 その設備を検査させる		
	2	他の無線設備	設備の使用を中止する措置を 執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の 提出を求める		
	3	他の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、 その設備を検査させる		
	4	電気通信業務の用に供する 無線局の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の 提出を求める		

これも確実に正答できる問題です。

- [12] 無線局(包括免許に係るものを除く。)の免許状に関する次の記述のうち、電波法(第21条及び第24条)及び無線局免許手続規則(第22条及び第23条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
 - 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
 - **3** 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
 - **4** 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

10日以内ではなく1か月以内です。